

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 1 3

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2018. 12. 19

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※

本メールマガジンは配信専用となります。

当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。

電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）

※-----※

早いもので、今年も残すところ2週間弱となりました。年末が近づくにつれ、駆け抜けるような早さで一日が過ぎていくように感じます。皆様も仕事納めに向けて、慌ただしい毎日を過ごされているのではないのでしょうか。日一日と寒さも増していますが、この時期はクリスマスや忘年会など、何かとイベント事が続く時期でもあります。万全な体調で1年を締めくくるべく、飲み過ぎ・食べ過ぎには十分お気を付けください。

それでは、年内最後のメルマガです。

// // // 目次 //

- [1] 事務所からのお知らせ
- [2] 代表者コラム：相続法改正／配偶者居住権
(代表弁護士／税理士 保坂光彦)
- [3] 弁護士コラム：ボヘミアン・ラブソディー (弁護士 豊村聖子)
- [4] あとがき

これは、遺産分割協議などの結果、土地や建物を被相続人の子供が取得するケースが多く見られるところ

（その原因としては、いくつか考えられますが、二次相続の手間やコストを省くためということもあるようです）、
そのような場合において（一般に既に高齢となっているであろう）被相続人の配偶者が、それまで住んでいた家から急に追い出されたりすることを防ごう、という配慮から規定されたものになります。

“まさか、家族間でそんなことを！”と思われる方もおられるでしょう。しかし残念ながら、家族にも色々な事情があり、現実にはそのような問題が少なからず生じてきたからこそ、このような立法が改めて必要とされたという現実を受け止めなければなりません・・・。

～まとめ～

いずれにしても、この「配偶者居住権」によって、配偶者が突然死去したことにより、これまで居住していた建物から急に追い出されるといった事態は避けられるようになりましたので、その点では安心出来るということになりましたが、一言で配偶者居住権といっても、実際には終身有効となる場合もある「配偶者居住権」のほかに、それと似て非なる制度である「配偶者短期居住権」の二つが存在しており、その成立要件や効力もそれぞれ異なります。

また、この「配偶者居住権」は、単に残された配偶者に権利が与えられるというだけの問題ではなく、他の相続人もこのような制度が新設され存在していることを前提に、遺産分割の方法をこれまでとは異なる考慮要素も含めて検討しなければなりませんし、そもそも財産を残す側の生前対策（主としてはやはり遺言）も極めて重要になってくるものと考えられます。

次回以降では、「配偶者居住権」のより具体的な内容や課題をお伝えしていきたいと思えます。

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] ～ボヘミアン・ラブソディー～
▲△▲-----

こんにちは。
弁護士の豊村聖子です。

暖かい日が続いていたかと思うと急に寒くなってきました。
私は寒い日はあまり外に出たくないの、余暇の過ごし方もインドア
中心になってきます。

先日は、映画『ボヘミアン・ラブソディー』を観に行ってきました。
ご存知の方も多いと思いますが、イギリスのバンド Queen のボーカル、
フレディ・マーキュリーを主人公にした物語です。
Queen を知らないという方も、「We will We will rock you」とか、
「We are the champion , my friend」というフレーズを、一度は
聞いたことがあるのではないのでしょうか。
私も普段はあまり洋楽を聴かないのですが、Queen だけは法科大学院に
通学していた頃、電車の中でよく聴いていました。程よくうるさいので
(ファンの方すみません。良い意味です)、周りを気にせず予習に集中で
きたのです。

そんな時代を懐かしく思いながら映画を観ていたら、最後のほうでは
涙が溢れて止まらない状態に。フレディの才能、出自、生き方、自尊心、
苦悩、栄光、虚栄心・・・もちろん脚色も多々あったと思いますが、
胸に響きました。

この映画は封切り後、週ごとに興行収入を増やしているようで、
1週目をピークに徐々に右肩下がりにっていくのが通例の映画界では
異例のことだそうです。
リピーターも多いと聞きます(私も年内にもう一度行きたいです)。
また、応援上映といって、一緒に歌いながら観ることができる映画館も
あるそうです！

さて、まだ観ていない(もしくは Queen をよく知らない)けれど、

これから観に行こうかな、という方にお勧めしたいことが2つあります。

一つめは、映画を見る前に、「YouTube」などで「ライブ・エイド」の Queen 出演シーンを観てください。これ自体、凄まじく格好いいのですが、映画を観るとより一層感動すると思います。

二つめは、もしよろしければ、ぜひ立川の「シネマシティ」でご鑑賞ください。ここの映画館は、ジョージ・ルーカスの音響規格を満たした「THX 劇場」となっていて、音が素晴らしいからです！

映画の中では随所に Queen の曲が流れます。せっかくですので、最高の音響を味わっていただきたいです（立川シネマシティの興行収入は、そのおかげか全国4位だそうです）。

このコラムを読んで『ボヘミアン・ラブソディー』を観たい！と思われた方、すでに何度も観に行ったという方がいらっしゃいましたら、豊村に声をかけてください。

一緒に語りましょう！

▼▽▼-----

4 あとがき

▲△▲-----

毎年恒例の“今年の世相を表す漢字”として、今年は「災」が選ばれました。

皆様にとって、2018年はどのような年だったでしょうか。

私自身は転職に始まり、様々なことを再始動する、何かと変化の多い1年だったな、と感じています。年齢を重ねるにつれ、現状維持することばかりを考え、守りに入ってしまうことが多かったのですが、新しいコミュニティを築いたり、失敗や変化を恐れずに挑戦してみると、また違った世界が見えてくるということを実感した年でもありました。

もうすぐやって来る2019年が、皆様にとって幸多き年になりますことを、心より願っております。

今年1年、当事務所のメールマガジンをご愛読いただき
ありがとうございました。

今後もより、皆様のお役に立てるメールマガジンを目指して精進して
まいりますので、よろしく願いいたします。

それでは皆様、良い新年をお迎えください！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆
| ー発行元ー
| 弁護士法人アルファ総合法律事務所
| 代表弁護士/税理士 保坂光彦 (メルマガ担当：松浦)
| 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階
| TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972
| MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com
| URL <https://alpha-lawoffice.com/>